

貸金庫規定 新旧対照表

改正後	改正前
<p>貸金庫規定 (略)</p> <p>1～2</p>	<p>貸金庫規定 (略)</p> <p>1～2</p>
<p>3 (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、信用事業取扱手数料徴収要領記載の<u>手数料金額</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>3 (使用料)</p> <p>(1) 貸金庫の使用料は、信用事業取扱手数料徴収要領記載の<u>料率</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>
<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当<u>組合</u>に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当<u>店</u>に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p><u>8 (成年後見人等の届出)</u></p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

貸金庫規定 新旧対照表

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9-1 (印鑑照合等)

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

9-2 (暗証番号照合等) (略)

10 (損害の負担等) (略)

11 (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12 (解約等)

(1) ~ (2) (略)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約する

8-1 (印鑑照合等)

開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

8-2 (暗証番号照合等) (略)

9 (損害の負担等) (略)

(追加)

10 (解約等)

(1) ~ (2) (略)

(3) この貸金庫は、次の第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場

貸金庫規定 新旧対照表

<p>ことができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>①～③ (略) (4)～(6) (略)</p> <p><u>1.3</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>1.4</u> (緊急措置) (略)</p> <p><u>1.5</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p><u>1.6</u> (保証人) (略)</p> <p><u>1.7</u> (規定の変更等) <u>(1)この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> <u>(2)前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</u></p> <p>①～③ (略) (4)～(6) (略)</p> <p><u>1.1</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>1.2</u> (緊急措置) (略)</p> <p><u>1.3</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p><u>1.4</u> (保証人) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	--